

四半期報告書

(第44期第1四半期)

自 平成26年4月1日

至 平成26年6月30日

株式会社 アイネット

横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) ライツプランの内容	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(6) 大株主の状況	6
(7) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
四半期連結損益計算書	11
四半期連結包括利益計算書	12
2 その他	14

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月11日
【四半期会計期間】	第44期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社アイネット
【英訳名】	I-NET CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶本 繁昌
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号
【電話番号】	045（682）0801
【事務連絡者氏名】	経理部 統括部長 内田 直克
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号
【電話番号】	045（682）0801
【事務連絡者氏名】	経理部 統括部長 内田 直克
【縦覧に供する場所】	株式会社アイネット 東京事業所 (東京都大田区蒲田五丁目37番1号) 株式会社アイネット 中部支店 (名古屋市中区新栄一丁目5番8号) 株式会社アイネット 大阪支店 (大阪市淀川区西中島六丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 第1四半期連結 累計期間	第44期 第1四半期連結 累計期間	第43期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (千円)	5,270,011	5,282,840	22,528,264
経常利益 (千円)	254,377	171,855	1,561,370
四半期(当期)純利益 (千円)	145,399	97,072	901,619
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	152,893	125,230	890,153
純資産額 (千円)	8,841,878	11,181,199	10,571,990
総資産額 (千円)	23,102,028	24,525,602	24,514,540
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	11.16	6.58	63.67
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.4	44.7	42.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動懸念があったものの、政府による積極的な金融緩和をはじめとする経済対策の継続により、企業収益や雇用情勢に改善がみられ、回復基調で推移しました。

当社グループが属する情報サービス業界では、景気回復を背景として企業のIT投資マインドは徐々に改善へと進んでおります。その中でも、スマートデバイスやビッグデータ活用など、売上拡大や顧客サービス向上を目的とした投資への関心が一層高まっております。

このような環境下、当社グループは、多様化する顧客ニーズに対応するため、クラウドサービスを中心にラインナップの強化を図るとともに、アライアンスの推進による事業領域の拡大に取り組みました。

以上の結果、売上高は5,282百万円（前年同期比0.2%増）となりました。一方で利益面では、昨年10月に竣工したデータセンター関連の償却費用が増加したことにより、営業利益は192百万円（同30.8%減）、経常利益は171百万円（同32.4%減）、四半期純利益は97百万円（同33.2%減）となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるサービス別売上高の状況は以下のとおりです。

[情報処理サービス]

データセンターを活用したクラウドサービスなど新規顧客を中心に売上を伸ばしたもの、一部契約満了に伴う減少もあり、前年並みの2,175百万円（前年同期比0.4%減）となりました。

[システム開発サービス]

金融業や製造業向けのシステム構築が堅調に推移した結果、3,016百万円（同0.8%増）となりました。

[システム機器販売]

石油業向けのPC及びPOS等の売上が減少したものの、概ね前年並みの90百万円（同4.6%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は退職給付会計基準の改正による影響などもあり24,525百万円と前連結会計年度末比11百万円の増加となりました。

なお、純資産は11,181百万円となり、自己資本比率は44.7%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、当社においては、①データセンターを中心とした一連のアウトソーシング受託業務をワンストップで提供できる業務体制、②顧客との信頼関係、並びにそれに依拠した「直接契約比率の向上」及び「ストックビジネスの拡大」という当社独自のビジネスモデル、③顧客第一主義・地元密着型の企业文化、及び④多様な事業パートナーとの協力関係等こそが、当社の企業価値・株主共同の利益の源泉であります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握したうえで、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資しない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を探ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は個々の従業員のノウハウ等を結集したワンストップサービスの提供、顧客との信頼関係や当社の企業文化に基づいた当社独自のビジネスモデルの維持、地元密着型の企业文化の維持、及び適切な事業パートナーとの協力関係の維持により更なる企業価値の確保・向上を目指し取り組んでおります。

近年、個人情報保護法対策、災害対策を始めとするB C P(事業継続計画)、セキュリティ対策などに対してのアウトソーシングニーズは高く、ストックビジネスの拡大の好機と判断しております。

そこで当社はアウトソーシングビジネスの拡大を目指し、平成21年6月に第2データセンターI期棟を竣工しました。また東日本大震災以降、災害対策や経営合理化を目的としたデータセンターへのハウジングやクラウドサービス利用への関心が高まりを見せています。こうした中、当社は企業のIT利用形態が「所有」から「利用」へと変化する中で、第2データセンターI期棟の受注が活況なことから平成25年10月に第2データセンターII期棟を竣工しました。

また、積極的なIR活動の推進により資本市場から正当な評価を得られるよう努力を続けております。

更に、当社は、経営の透明性を高め監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置付け、コーポレート・ガバナンスの強化もあわせ実施しております。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年6月22日開催の定時株主総会決議において、上記①の基本方針に従い、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新することについてご承認いただきました。

本プランは当社株式に対する大量買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に資するものか、また不適切な買付行為であるかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、大量買付者と交渉を行う等の枠組みであります。当社や当社の株主の皆様の利益を害する買収が行われた場合は、当該買付者等による権利行使は認められない行使条件を付した新株予約権無償割当をその時点の全ての株主に対して行います。

本プランは合理的な範囲で以下のようなステップにて対応いたします。

(イ) 当社株式の大量買付行為（保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等及び公開買付けにかかる株券等の株券所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け）またはその提案があった場合は、取締役会は、買付者に一定の情報提供を求めるとともに、買付内容に対する意見や代替案の作成等を行います。

(ロ) 当社経営陣から独立した独立委員会は、買付者の買付内容と取締役会の代替案との比較検討、買付者との協議・交渉、買付内容や取締役会の代替案の株主の皆様に対する提示等を行います。

(ハ) 本プランの手続きを守らず買付等が進められる場合や、買付等により企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがある場合は、当社は、当該買付者等による権利行使を認められないとの行使条件と当該買付者等以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できるとの取得条項が付された新株予約権を当社以外の全ての株主に対して無償で割り当てます。

(ニ) 新株予約権無償割当の実施に際しては、当社取締役の恣意的判断を排除するために、独立性の高い社外者からなる独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。また、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当の実施に関する株主の皆様の意思を確認することができます。こうした手続きの過程については、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することといたします。

(ホ) 本プランの発動により、新株予約権無償割当がなされ、買付者以外の株主の皆様により新株予約権が行使された場合、また当社による新株予約権の取得と引き換えに、買付者以外の株主の皆様に対して、当社株式が交付された場合は、買付者の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

③ 上記②の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

当社取締役会は、上記②イ及びロの各取組みは、以下の理由から、当社の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

第一に、上記②イの取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針の実現に資するものであります。

第二に、上記②ロの取組みは、(a)企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであること、(b)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、(c)株主意思を重視するものであること、(d)独立性の高い社外者を構成員とする独立委員会の判断を重視し、独立委員会は第三者専門家の意見を取得できるとされていること、(e)合理的な客観的解除要件を設定していること、(f)デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではないことなどから、当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでも、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は販売費及び一般管理費に18,076千円計上しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (平成26年6月30日)	提出日現在発行数（株） (平成26年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,765,840	14,765,840	東京証券取引所 (市場第一部)	普通株式 単元株式数 100株
計	14,765,840	14,765,840	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	—	14,765,840	—	3,203,992	—	801,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 9,900	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 14,750,000	147,500	—
単元未満株式	普通株式 5,940	—	—
発行済株式総数	14,765,840	—	—
総株主の議決権	—	147,500	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アイネット	横浜市西区みなとみらい3丁目3-1	9,900	—	9,900	0.07
計	—	9,900	—	9,900	0.07

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,183,508	2,597,251
受取手形及び売掛金	4,544,176	3,695,856
商品及び製品	32,985	39,886
仕掛品	55,642	220,705
原材料及び貯蔵品	24,513	23,283
その他	808,232	752,216
貸倒引当金	△3,722	△2,726
流動資産合計	7,645,337	7,326,473
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,772,682	9,624,656
土地	3,351,011	3,351,011
その他（純額）	886,250	826,011
有形固定資産合計	14,009,944	13,801,679
無形固定資産		
ソフトウェア	1,173,939	1,180,683
その他	52,064	52,990
無形固定資産合計	1,226,003	1,233,673
投資その他の資産		
投資有価証券	915,730	946,703
退職給付に係る資産	-	733,263
その他	760,908	527,087
貸倒引当金	△43,382	△43,279
投資その他の資産合計	1,633,255	2,163,775
固定資産合計	16,869,203	17,199,129
資産合計	24,514,540	24,525,602

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	786,190	614,636
短期借入金	※1 2,551,770	※1 2,154,266
未払法人税等	294,782	76,694
賞与引当金	572,059	241,179
工事損失引当金	129	513
その他	1,529,380	2,141,087
流動負債合計	5,734,312	5,228,376
固定負債		
長期借入金	7,143,400	7,286,500
退職給付に係る負債	525,770	158,866
資産除去債務	43,778	44,020
その他	495,288	626,639
固定負債合計	8,208,238	8,116,026
負債合計	13,942,550	13,344,403
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,203,992	3,203,992
資本剰余金	3,265,785	3,265,785
利益剰余金	3,710,054	4,274,630
自己株式	△5,154	△5,154
株主資本合計	10,174,677	10,739,254
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	90,228	112,712
退職給付に係る調整累計額	97,203	99,542
その他の包括利益累計額合計	187,431	212,254
少數株主持分	209,880	229,690
純資産合計	10,571,990	11,181,199
負債純資産合計	24,514,540	24,525,602

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	5,270,011	5,282,840
売上原価	3,986,757	4,054,706
売上総利益	1,283,253	1,228,133
販売費及び一般管理費	1,005,195	1,035,825
営業利益	278,058	192,308
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	8,120	7,739
その他	5,119	8,308
営業外収益合計	13,242	16,050
営業外費用		
支払利息	25,202	29,445
その他	11,720	7,058
営業外費用合計	36,923	36,503
経常利益	254,377	171,855
特別利益		
投資有価証券売却益	12,954	-
特別利益合計	12,954	-
特別損失		
減損損失	302	367
固定資産除却損	543	156
固定資産売却損	176	-
特別損失合計	1,021	523
税金等調整前四半期純利益	266,310	171,331
法人税等	119,267	72,036
少数株主損益調整前四半期純利益	147,042	99,295
少数株主利益	1,643	2,222
四半期純利益	145,399	97,072

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	147,042	99,295
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,851	23,088
退職給付に係る調整額	-	2,846
その他の包括利益合計	5,851	25,935
四半期包括利益	152,893	125,230
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	151,116	121,895
少数株主に係る四半期包括利益	1,777	3,334

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首において利益剰余金が681,464千円増加しております。

なお、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 貸出コミットメント契約の締結

当社は、有利子負債の圧縮を進めるとともに、業務拡大に向け機動的かつ安定的な資金調達を可能にする手段として取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。

これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
貸出コミットメントの総額	3,000,000千円	3,000,000千円
借入実行残高	1,000,000	500,000
差引額	2,000,000	2,500,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	304,870千円	340,908千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	162,886	12.5	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	213,961	14.5	平成26年3月31日	平成26年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

当社グループは、情報システムの企画・開発から稼働後の運用・保守・メンテナンスまで一貫したサービスを提供しており、単一事業として管理しております。そのため、セグメント情報については記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	11円16銭	6円58銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（千円）	145,399	97,072
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	145,399	97,072
普通株式の期中平均株式数（千株）	13,030	14,755

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月6日

株式会社アイネット

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中 嶋 康 博
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 正 英
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネットの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイネット及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。